１年保存

地発 0406 第 5 号
基総発 0406 第 1 号
職総発 0406 第 1 号
能総発 0406 第 1 号
雇児雇発 0406 第 2 号
平成 24 年 4 月 6 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省大臣官房地方課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省労働基準局総務課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省職業安定局総務課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省職業能力開発局総務課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課長
（　公　印　省　略　）

平成 24 年度　業務運営に係る重点化ガイドラインについて

業務運営の重点化については、平成 13 年 3 月 27 日付け地発第 127 号、基総発第 5 号、職総発第 17 号、雇児雇発第 7 号「業務運営の重点化について」により指示しているところであるが、今般、平成 24 年度における業務運営の重点化を図る上でのガイドラインを別添１～３のとおり策定したところである。

各都道府県労働局（以下「局」という。）を巡る定員状況は、平成 21 年 7 月 1 日に新たな定員合理化計画「平成 22 年度以降の定員管理について」が閣議決定されたほか、民主党マニフェストに「国家公務員の総人件費２割削減」及び平成 23 年 9 月 20 日に閣議決定された「平成２４年度予算の概算要求組替え基準について」において、「義務的経費についても歳出の抑制を図る」ことが掲げられていることからも、平成 24 年度以後もこれまでと同様、厳しい状況が続くことが見込まれている。

こうした中で、局、労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）の業務を円滑に運営していくためには、業務の重点化は非常に重要な課題である。

局署所における業務運営の重点化は、各管轄区域における産業、就業構造、行政需要、行政課題等の状況により様々な組合せがあり得るものであり、真に効果的な重点化を図るためには、局署所それぞれに応じた適切なものとする必要がある。

以上を踏まえ、局はもとより管内の各署所において、各種施策の絞り込みを行い業務の優先順位を明確化し、業務の重点化が適切に実施されるよう、きめ細かな指導をお願いする。

別添１

平成２４年度　労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る重点化ガイドラインについて

平成２４年度労働基準行政及び労働保険適用・徴収業務に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。
☆ 印： 新規事項
× 印： 本省又は外郭団体等実施事項
○ 印： 全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務
△ 印： 各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務
□ 印： 受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
1 (8) 除染等業務従事者の放射線障害防止対策の徹底		除染等業務に従事する労働者の放射線障害を防止するため、平成24年１月１日から施行された「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。以下「除染電離則」という。）及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日基発1222第６号。以下「ガイドライン」という。）に基づく①被ばく線量管理、②被ばく低減のための措置、③汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置、④労働者に対する教育、⑤特別教育の実施、⑥健康管理のための措置等が適切に実施されるよう、除染等業務を行う事業者に対する監督指導、個別指導等を徹底する。なお、除染等事業者に対する指導に当たっては、発注者である地方自治体等との連携を図る。 また、今後の除染作業の進展、避難区域の縮小に伴い、避難区域内における生活インフラの復旧工事等も活発化することが予想されるが、土壌の掘削等、除染等作業と同様の被ばくが予想される作業を含む工事等を実施する事業者に対し、ガイドラインに規定されている事項のうち、被ばく管理、汚染拡大防止、内部被ばく防止、労働者教育等のうち、必要な事項を実施するよう指導する。 さらに、上下水道施設、焼却施設、中間処理施設、埋め立て処分場等における業務等、除去土壌又は汚染廃棄物の処分の業務については、管理された線源からの被ばくであることから、除染電離則ではなく従来の電離則を適用することとしているので、電離則に基づく被ばく管理等が適切に行われるよう関係事業場を指導する。	☆	△	平23.12.22基発1222第6号 平23.12.22基発1222第7号 平24.2.14基安発0214第1号 別途指示
1 (9) 東電福島第一原発における放射線業務及び各種工事等従事者の電離放射線障害防止等対策		東電福島第一原発において放射線業務及び各種工事に従事する労働者の放射線障害を防止するため、東京電力及び元方事業者並びに関係事業者に対する被ばく管理、健康管理等に関する監督指導を徹底する。 また、一定以上の線量を超える緊急作業従事者に対しては、事業者が「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日付け公示第５号。以下「指針」という。）に基づくがん検診等を実施するよう指導を行うこと。 さらに、一定の線量を超える被ばくをした緊急作業従事者が就業上の不利益な取扱いを受けることのないよう、その処遇、配置等の配慮を指導しているので、必要に応じ事業場に対する指導、労働者の就業支援を行うこと。		△	平23.4.28基発0428第1号 平23.10.11基発1011第1号 別途指示（3月発出予定）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
1 (10) 復旧・復興工事災害防止対策の徹底		震災復旧・復興工事については、現在、被災地において実施されている建築物等の解体工事における労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地の地方自治体が作成した復興計画に基づき、今後、進展が見込まれる復興工事については、地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより効果的・効率的な指導を実施すること。 また、震災復興工事においては、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施されることから、工事の輻そうによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を開催するとともに、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなどにより、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を適切に推進する。 なお、建築物の解体等の工事や集積されたがれきの処理等に当たっては、建材中にアスベストが含まれている可能性があるため、呼吸用保護具の着用及び安全衛生教育の実施等の健康障害を防止するための措置を徹底する。 また、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されるため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底する。		△ （一部×）	平23.3.18基安安発0318第1号・基安化発0318第8号 平23.3.28基安安発0328第2号・基安労発0328第1号・基安化発0328第2号 平23.4.11基発0411第2号 平23.4.22基安発0422第1号 平23.4.25基安発0425第1号 平23.5.10基安発0510第2号 平23.5.27基安安発0527第2号・基安労発0527第2号・基安化発0527第2号 平23.8.12基安発0812第2号 平23.8.30環廃対発第110830003号、基安安発0830第1号,基安労発0830第1号,基安化発0830第1号 平23.8. 31基安安発0831第4号・基安労発0831第2号・基安化発0831第2号 平23.10. 21基安発1021第2号 平23.10. 27基監発1027第2号・基安安発1027第1号・基安労発1027第1号・基安化発1027第1号 平23.12.22基安発1222第3号
1 (11) 労働保険料等の特例措置		東日本大震災により被害を受けた事業主等については、労働保険料等の申告・納期限の延長や、免除等の特例措置を講じてきたところである。申告・納期限は宮城県及び福島県の一部の地域を除き既に指定されていること等から、今後は、必要に応じ、納付の猶予を活用いただくなど、引き続き窓口での懇切・丁寧な対応に努める。		△	平23.3.14基発0314第1号 平23.3.14基労徴発0314第1号 平23.3.24基発0324第1号・職発0324第9号 平23.3.24基労徴発0324第1号 平23.5.2基発0502第2号 平23.5.9基労徴発0509第1号 平成23.12.28基労補発1228第1号
3 (1) 労働条件の確保・改善対策	ア 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等	(ア) 法定労働条件の履行確保 管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及びそのための管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要であり、労働基準関係法令の遵守徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、厳正に対処する。なお、同種事案の発生を防止するため、司法処分事案や監督指導結果の事例等を積極的に公表する。 特に、有期契約労働者については、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく更新の有無や更新の判断基準の明示、雇止めの予告等についてパンフレット等を活用し、周知徹底を図るとともに、監督指導、窓口相談等において使用者に対する指導を徹底する。		○	平6. 2. 22基監発第10号 平6. 3. 16基発第140号 平11. 2. 17基発第70号 平11. 4. 16基発第250号 平15. 2. 18基監発第0218001号 平15. 4. 1基発第0401015号 平20. 12. 9基発第1209001号 平20. 12. 9基監発1209001号 平23. 4. 8基発0408第２号 平24. 2. 8基発0208第3号 平24. 2. 8基監発0208第1号 ＜有期労働契約関係＞ 平15. 10. 22基発第1022001号 平15. 12. 26基発第1226001号 平15. 12. 26基監発第1226001号 平20. 1. 23基発第0123005号 平20. 12. 9基監発第1209002号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		(ｲ)　長時間労働の抑制のための監督指導等 　長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図る。また、使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう関係法令の周知を徹底するとともに、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていないなどの不適正な時間外労働協定が届け出られた場合には、限度基準を遵守するよう指導を行う。 特に、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対しては、重点的に指導を行う。 さらに、多店舗展開する小売業、飲食業等店舗における管理監督者については、その範囲の適正化を積極的に推進する。		○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平16.2.18基発第0218004号 平18.3.17基発第0317008号 平18.3.17基監発第0317002号 平20.3.7基発第0307005号 平20.4.1基監発第0401001号 平20.9.9基発第0909001号 平20.9.9基発第0909003号 平20.9.9基監発第0909001号 平21.2.17基監発第0217001号
		(ｳ)　賃金不払残業の防止 　企業の経営環境の改善の遅れが賃金不払残業を惹起させることも懸念されるが、いかなる経営環境においても、労働時間管理は適切に行われることが必要である。 　このため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進する。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。		○	平11.2.17基発第70号 平11.4.16基発第250号 平13.4.6基発第339号 平15.5.23基発第0523003号 平15.5.23基発第0523004号 平15.10.22基発第1022003号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		(エ)　未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営 　企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運営する。		□	平10.6.17基発第367号 平17.4.1基発第0401005号 平18.5.1基発第0501003号 平19.1.30基発第0130002号 平19.3.1基発第0301002号 平20.12.24基発第1224001号 平21.5.29基発第0529006号
	イ労働契約に関するルールの周知啓発	労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法や裁判例の趣旨及び内容について、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるよう、労使双方に対して情報提供や周知を図る。また、使用者のみならず、労働者や労働者になろうとする者に対しても労働関係法令上の権利・義務が十分に認知されて就労がなされるよう、セミナーの実施など労働関係法令の教育、情報提供等の実施に努める。 また大型倒産、大量整理解雇等の情報の把握に努めるなど企業活動の動向を注視し、労働基準法等で定める法定労働条件の履行確保上の問題が懸念される事案等については、監督指導を実施するなどにより迅速かつ適切に対応する。その際、解雇や雇止め、退職勧奨、出向等については、労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることがないようパンフレット等を活用し、事業主に対し適切な労務管理の必要性について啓発指導を行う。 なお、有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するため、一定の要件を満たす場合に、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入する等を内容とする労働契約法改正案が成立した場合には、その内容についての周知に万全を期する。		△ （一部×）	平20.1.23基発第0123004号 平20.2.4基発第0204004号
	ウ　特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	(ア)　外国人労働者、技能実習生 　技能実習生を含めた外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案が多いことから、職業安定行政との連携を図りつつ、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等の徹底を図る。 　また、技能実習生について、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処するとともに、出入国管理機関との相互通報制度の確実な運用を図る。		△	昭63.1.26基発第50号 昭63.1.26基監発第4号 平6.2.22基監発第9号 平10.12.18基発第701号 平11.12.24基発第738号 平18.5.31基発第0531001号 平18.5.31基監発第0531001号 平19.10.1基発第1001015号 平19.10.1基監発第1001001号 平20.9.8基発第0908001号 平20.11.27基発第1127006号 平20.11.27基監発第1127002号 平21.6.9基発第0609001号 平22.2.8基発0208第２号 平22.9.1基発0901第４号 平22.9.1基監発0291第１号 平22.9.1基監発0901第３号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		(イ)　自動車運転者 自動車運転者については、依然として長時間労働の実態が認められることから、荷主を含む関係業界に対して、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等について周知することにより、理解の促進を図るとともに、長時間労働等自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対して的確な監督指導等を実施し、その遵守の徹底を図る。 また、地方運輸機関との合同による監督・監査を実施するとともに、通報制度を適切に運用するなど連携を図る。		△	平元.3.1基発第92号 平元.3.1基発第93号 平9.3.26基発第201号 平11.4.1基発第191号 平18.2.13基発第0213001号 平18.2.13基監発第0213003号 平18.2.17基監発第0217001号・基徴発第0217001号 平20.3.19基監発第0319001号 平20.3.19基監発第0319002号 平21.10.1基監発第1001第3号
		(ウ)　介護労働者 介護労働者については、介護事業者の指定について労働法規の違反を欠格事項とすること等を内容とする改正介護保険法が平成24年４月１日から施行されることを踏まえ、引き続き法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準関係法令の適用について、介護事業の許可権限を有する都道府県等と連携して周知するとともに、計画的に監督指導を実施するなどにより労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。		△	平15.6.30基発第0630008号 平16.8.27基発第0827001号 平18.2.7基監発第0207001号 平21.4.1基発第0401005号 平21.4.1基監発第0401001号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		(エ)　派遣労働者 派遣労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準関係法令の適用の特例を含め、派遣元事業主及び派遣先に対し労働基準関係法令を周知するとともに、その遵守の徹底を図る。 さらに、偽装請負が疑われる事案については、共同監督の実施など職業安定行政と連携した対応を行うとともに、偽装請負が関係する死亡災害をはじめとする重篤な労働災害については、司法処分を含め厳正に対処する。		△	昭61.6.6基発第333号 昭62.8.18基発第494号 平16.4.1基監発第0401004号 平18.9.4基発第0904001号 平18.9.22基監発第0922001号 平18.9.22基監発第0922002号 平20.3.7基監発第0307002号 平21.3.31基発第0331010号 平21.3.31基監発第0331003号
		(オ)　医療機関の労働者 夜間勤務を行う医療機関の労働者については、依然として長時間労働の実態が認められること等を踏まえ、労働時間管理に問題があると考えられる事業場に対して、引き続き的確な監督指導を実施するなどにより、労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。		△	平14.3.19基発第0319007号 平14.3.20基監発第0320001号 平14.11.28基監発第1128001号 平15.12.26基監発第1226002号 平15.12.26基監発第1226003号
		(カ)　パートタイム労働者 パートタイム労働者の適正な労働条件を確保するため、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、パートタイム労働法の趣旨及び内容について周知・啓発を推進する。		△	平5.12.1基監発第45号 平6.6.24基発第394号 平12.12.26基発第775号 平19.10.1基監発第1001016号 平20.2.1基発第0201001号 平20.2.1基発第0201002号 平20.2.15基発第0215004号 平20.2.18基監発第0218001号
		(キ)　障害者 障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係行政機関との連携の下、的確な情報の把握を行うとともに、障害者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図る。		△	平15.4.8基発第0408001号 平18.10.2基発第1002004号 平18.10.2基監発第1002001号
	エ　「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進	平成24年度からのメリット制の適用範囲の拡大が、「労災かくし」の増加につながることのないよう、「労災かくし」の排除による対策の推進を図る。 具体的には、「労災かくし」の防止に向けた周知・啓発を図るとともに、引き続き、的確な監督指導等を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。また、全国健康保険協会都道府県支部との連携による労災保険給付の請求勧奨を行うとともに、労災補償担当部署と監督・安全衛生担当部署間で連携を図りつつ、「労災かくし」の疑いのある事案の把握及び調査を行う。		○	平3.12.5基発第52号 平3.12.5基発第687号 平13.2.8基発第68号 平14.7.26基監発第0726001号・基徴発第0726001号・基安計発第0726001号・基労管発第0726001号 平19.2.5基監発第0205001号・基徴発第0205001号・基安計発第0205001号・基労管発第0205001号 平20.3.5基発第0305001号 平20.10.1基発第1001003号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
3(2) 最低賃金制度の適切な運営	ア 最低賃金額の周知徹底等	最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして一層適切に機能することが必要である。このため、最低賃金引上げの目標、経済動向及び地域の実情などを踏まえつつ、地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。 また、最低賃金額の改定等について、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者及び労働者に周知し、遵守の徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導等を行う。		○	平22.12.21基監発1221第1号 平23.10.12基発1012第1号
	イ 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援	(ア) 以下を内容とする「最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業」について、中小企業等への周知を積極的に行い、円滑な実施を図る。 賃金引上げに取り組む中小企業の経営課題と労務管理の相談等にワンストップで対応する相談窓口の設置		○	平23.4.1基発0401第22号 平23.4.1基発0401第23号 平23.4.27参賃発0427第1号 平23.9.1参賃発0901第1号
		(イ) 地域別最低賃金が700円以下の地域の中小企業が、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に引き上げ、これに併せて設備導入等を行う場合の助成金の支給		△	
		(ウ) 最低賃金引上げの影響が大きい業種の賃金底上げのための取組の支援		×	
3(3) 適正な労働条件の整備	ア 過重労働解消等のための働き方・休み方の見直し	過重労働による健康障害防止に向けた事業主等の意識を高め、働き方・休み方の見直しを進めるため、特に労働時間が長い業種・職種等を念頭に置きつつ、「労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）」の更なる周知に努めるとともに、①働き方・休み方の改善に向けたコンサルタントなどの活用による計画的な助言・指導、②労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業に対する助成を行う。 なお、長時間労働の抑制については、特に時間外労働が長い労働者の多い業種、職種等に対し、その実態に応じた効果的な取組に努める。 また、年次有給休暇の取得促進については、計画的付与制度の活用を図るなど、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた労使の自主的な取組の促進に努める。 その際、「新成長戦略」における、2020年（平成32年）までの目標である「週60時間以上の雇用者の割合を2008年（平成20年）の10%から5割減」、「年次有給休暇取得率70%」を踏まえた段階的かつ確実な取組を推進する。		△	平18.4.1基発第0401006号 平18.4.1基勤発第0401002号 平22.3.19基発0319第3号 平22.12.09基発1209第8号 別途指示
	イ 医療現場での勤務環境の改善に向けた取組の推進	看護師等の医療従事者の勤務環境を改善するため、昨年度に引き続き都道府県労働局において企画委員会及び研修会を開催し、医療機関の労務管理等に関する知識の向上を図るとともに、一部の労働局に専門の相談員を配置し、看護師等の労務管理等の改善についての相談支援を実施しつつ、医療機関における先進的な取組や好事例等を収集し、その普及・啓発を推進する。	☆	○（一部△）	平23.6.17基発0617第2号・職発0617第2号・雇児発0617第4号 平23.7.1基政発0701第1号・職首発0701第1号・雇児職発0701第2号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	ウ 職場のパワーハラスメント問題防止・解決に向けた環境整備	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組む社会的気運を醸成するとともに、労使の自主的取組を促進するため、労使双方に対して「職場のパワーハラスメント問題の予防・解決等に向けた提言」（仮称）の周知を図る。	☆	△	平24.2.14基発0214第1号 平24.2.13基安発0213第1号
	エ 適正な労働条件下でのテレワークの推進	在宅勤務の適切な導入及び実施のための労務管理の在り方に関する「在宅勤務ガイドライン」の周知、企業の人事担当者等を対象としたテレワークの導入を支援するセミナーの実施等により、適正な労働条件を確保しつつ、テレワークの普及促進を図る。		△（一部×）	平成20.7.28基発第072800号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
3 (4) 労働者の安全と健康確保対策の推進	ア 労働災害多発分野における対策	(ア) 労働災害の削減に向けた目標は、労働災害が2年連続で増加するという極めて憂慮すべき事態を踏まえ、平成24年度においては、労働災害防止対策を安全衛生対策の最重点課題とし、建設業や製造業における対策をより一層効率的に実施する一方で、陸上貨物運送事業、第三次産業について重点的に指導を実施する。 なお、各都道府県労働局においては、平成24年の休業4日以上の死傷災害件数の目標を第11次労働災害防止計画の目標を達成し、かつ、平成23年比較で5%以上減少できるよう設定する。 <u>a 陸上貨物運送事業</u> 陸上貨物運送事業においては、休業4日以上の死傷災害が増加していることから、荷役作業時の墜落・転落災害、交通労働災害、重量物取扱いや長時間の車両運転による腰痛の防止対策等を重点的に指導する。 特に荷役作業時の墜落・転落災害については、事故の型で最も多く、その大半が荷主先で発生していることから、平成23年6月2日付け基発0602第13号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」に基づき、陸運事業者への指導はもとより、荷主先での作業において、墜落・転落災害が発生した荷主等に対して、安全な荷役作業を行うための設備の設置等について要請指導する。 また、行政、陸運業関係団体及び荷主等関係団体で構成される懇談会、セミナー等の開催により、災害発生上の問題点、荷主等が協力できる事項についての好事例紹介などの情報共有を行い、安全な作業環境の整備、走行や荷役作業に負担のかからない適正な発注条件の確保を促進する。 <u>b 第三次産業</u> 労働者数の増加と相まって労働災害が増加している第三次産業においては、小売業、社会福祉施設及び飲食店における災害発生件数が多く、転倒災害や災害性腰痛等作業行動に伴う人的要因を原因とする労働災害が大半を占めている。 このため、安全衛生管理体制の確立・整備及び経営トップの参画、職場ルールの遵守等を図るための教育を重点的に推進することで、労働者の安全意識の高揚を図るとともに、事業者の労働災害への関心を高めつつ自主的活動を促進することによる労働災害防止対策を推進する。 <u>(a) 小売業</u> 小売業においては、事業場に対し、安全衛生に係る自主点検の実施を要請するとともに、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の推進等による自主的取組の促進や、高年齢労働者に配慮した職場改善等により、転倒災害の防止について指導する。 <u>(b) 社会福祉施設</u> 社会福祉施設においては、23年度に実施した自主点検結果を踏まえ、腰痛防止対策、転倒を防止するための整理整頓や高年齢労働者に配慮した職場改善について指導する。また、都道府県等において実施される事業者に対する説明会の機会をとらえて、労働災害防止に係る説明を行う等、地方公共団体と連携を図る。		○	平20.4.3基発第0403001号 平23.6.2基発0602第13号 平23.7.14基安発0714第2号 平23.11.7基安安発1107第1号 平23.12.14基安発1214第2号 平23.12.16基安安発1216第1号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		(イ) 建設業における労働災害防止対策 建築工事、住宅の改修工事等で休業4日以上の死傷災害が増加していることから、これらの工事の高所作業における墜落・転落防止措置の徹底を図る。特に、足場等について法令遵守の徹底や足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会の検討結果を踏まえ策定した「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、「より安全な措置」の実施等について、きめ細やかな指導を行う。 なお、建設業界においては、震災復旧・復興工事に伴う工事量の増加により、被災地のみならず、全国的に技能労働者の不足や安全衛生管理を担う管理者の不足が生じ、これに伴う労働災害の発生が懸念されることから、各建設現場における安全衛生管理体制を確認し、適切に指導する。		○	平8.11.11基発第660号 平18.2.10基発第0210001号 平21.3.11基発第0311001号 平21.4.24基発第0424001号 平21.5.15基安安発第0515001号 平24.2.9基安発0209第1号
	イ メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策	(ア) メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策への取組は着実に前進しているものの、今なお約半数の事業場においては取組が全くなされていない状況にある。 さらに、メンタルヘルス対策への取組がなされていない事業場の42.2%が、「必要性を感じない」と回答していることから、こうした事業場の意識を変えるため、企業や事業場の経営トップに対する指導を強化する。 また、メンタルヘルス対策への取組がなされていない事業場の35.5%が「専門スタッフがいない」、31.0%が「取り組み方が分からない」といった理由をあげている。こうした事業場に対しては、メンタルヘルス対策支援センターを活用して事業場内における取組を推進するよう指導する。 なお、労働安全衛生法の改正がなされた場合には、別途指示するところにより、改正法の説明会等を実施する。		△	平18.3.31基発第0331001号 平21.3.23基安労発第0323001号 平21.3.26基発第0326002号 平21.3.26基発第0326003号 平21.3.30基発第0330023号
		(イ) 過重労働による健康障害防止対策 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成23年2月改正）に基づき、過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、労働時間管理、健康管理等に関する窓口指導、監督指導等を徹底する。		△	平18.3.31基安労発第0331002号 平23.2.16基発0216第3号 平23.2.16基政発0216第1号、基監発0216第1号、基安労発0216第1号
		(ウ) 定期健康診断の有所見率の改善に向けた取組 「定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組について」（平成22年3月25日付け基発0325第1号）に基づくこれまでの取組を検証し、不十分であった事項について重点的に取り組むとともに、健康診断結果に基づく事後措置や保健指導の実施、産業医、衛生管理者の選任、衛生委員会等の設置等の法定事項について重点的に点検・指導することにより、取組の促進を図る。		△	平22.3.25基発0325第1号 平22.3.25基安労発0325第1号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	ウ 石綿健康障害予防対策	(ア) 石綿の製造等の全面禁止措置 労働安全衛生法に基づく石綿等の製造、輸入等の禁止措置については、石綿含有製品の輸入事案が発生していることを踏まえ、石綿の製造等が禁止されていない国からの輸入品等を取り扱う事業者等に対し、指導等によりその徹底を図る。 また、平成24年3月以降は石綿含有製品の製造・輸入等禁止に係る適用除外製品等を認める猶予措置がなくなり、全面禁止となったことから、適用除外製品の使用が想定される事業場を指導する際には、在庫として保管している石綿含有製品の使用禁止について指導する。		○	平17.7.28基発第0728008号 平17.8.2基安発第0802003号 平18.8.23基発第0823004号 平18.9.1基監発第0901002号、基安労発第0901001号、基安化発第0901001号 平19.3.16基安発第0316003号 平20.2.6基安化発第0206003号 平20.2.12基発第0212009号 平20.2.21基安化発第0221001号 平20.7.17基安化発第0717003号 平21.2.18基発第0218003号 平21.3.5基安化発第0305001号 平21.12.14基発1214第2号 平21.12.14基発1214第3号 平21.12.14基発1214第4号 平21.12.24基発1224第1号 平22.2.12基安発0212第2号 平22.9.9基 安 発 0909第1号,国総建第112号,環廃産発第100909001号 平23.1.27基安発0127第2号 平23.7.28基発0728第6号 平23.7.28基安化発0728第4号 平23.11.17基安化発1117第2号 平24.1.25基発0125第7号
		(イ) 建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策の推進 建築物の解体作業における石綿ばく露防止対策については、計画届及び作業届に基づく審査及び監督指導等を適切に実施する。 また、労働基準監督署への届出を要しない解体工事（いわゆるレベル3）については、解体工事を行う事業者に対して、事前調査及び結果の記録を徹底するよう指導するとともに、関係行政機関と合同で解体工事現場等のパトロールを実施する。 なお、解体等の仕事の発注を行う発注者に対しては、石綿等の使用状況等の通知の促進等について指導を行う。			
		(ウ) 健康管理対策の推進 石綿に係る労働者の健康管理の充実を図るため、石綿障害予防規則に基づく健康診断の実施等を徹底するとともに、石綿に係る健康管理手帳制度について広く周知を行う。			
	エ 職業性疾病等の予防対策	(ア) 負傷、振動等の物理的因子、作業態様、化学物質等に起因する職業性疾病の予防対策を引き続き行うとともに、以下の対策に重点的に取り組む。 じん肺予防対策 第7次粉じん障害防止総合対策の計画期間の最終年度であることから、これまでの指導状況や結果を勘案しつつ、重点事項であるずい道等建設工事、アーク溶接作業等における粉じん障害防止対策の徹底について、粉じん対策指導委員も積極的に活用しつつ指導等を行う。 また、平成24年4月から、屋外で金属をアーク溶接する作業等を呼吸用保護具の使用対象とすること等を内容とする改正粉じん則及びじん肺法施行規則が施行されることから、改正内容の周知徹底と履行確保に向けた指導を行う。		△	平20.3.19基発第0319006号 平20.3.27基監発第0327001号・基安労発第0327001号 平24.2.7基発0207第1号
		(イ) 熱中症予防対策 職場における熱中症による死亡災害の発生状況を踏まえ、建設業、警備業、製造業等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業者に対し、必要な指導を行う。		△	平21.6.19基発第0619001号
	オ 職場における受動喫煙防止対策	受動喫煙防止対策に取り組む事業者を支援するため、平成23年10月から、財政的支援として飲食店等に対する喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策に係る助成金制度を、技術的支援として受動喫煙防止対策の具体的な進め方に係る専門家による相談支援事業や職場におけるたばこ煙の濃度及び喫煙室の換気の状態を把握するためのデジタル粉じん計及び風速計の無料貸出事業を実施しているので、これら事業等の積極的な活用を図る。 なお、労働安全衛生法の改正がなされた場合には、別途指示するところにより、改正法の説明会等を実施する。		△	平23.9.16基発0916第6号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	カ 自主的な安全衛生活動	リスクアセスメントについては、危険な機械や有害化学物質の製造者等による使用者に対する危険情報の提供等が新たに努力義務化されることも踏まえて、引き続き計画的な取組を行う。	（一部☆）	△	平18.3.10基発第0310001号 化学物質等の危険性又は有害性等の表示及び文書交付に関する指針等（平成24年2月下旬公布、平成24年4月上旬施行予定）
3 (5) 労災補償対策の推進	ア 労災保険給付の迅速・適正な処理	(ア) 標準処理期間内の迅速・適正な事務処理等 労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。 また、労災保険の窓口業務改善については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等を実施することにより、この取組の徹底を図る。		□	平19.7.20基労補発第0720001号 平21.9.24基労発0924第2号 平22.2.25基発0225第1号 平22.3.25基労補発0325第1号 平22.9.28基労補発0928第001号 平23.2.25基発0225第1号 平23.3.25基労補発0325第2号
		(イ) 労災診療費の適正支払いの徹底 労災診療費については、会計検査院による指摘が多い項目、医療機関からの誤請求が特に多い項目等に重点を置いた審査を行う。その際、施設基準を踏まえた審査を徹底するとともに、誤請求の多い労災指定医療機関等には個別に実地指導などを行う。また、平成24年度の労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底を図る。		○	平21.2.20基労補発第0220003号 平23.12.16基発1216第2号 ※別途指示予定
		(ウ) 適正な費用徴収の徹底 さらに、費用徴収についても、会計検査院からの指摘を踏まえ、該当する可能性のある事案について労働基準監督署から都道府県労働局への漏れのない報告及び都道府県労働局における進捗状況の組織的管理等により、適切な事務処理の一層の徹底を図る。		○	昭47.9.30基発第643号 平5.6.22発労徴第42号、基発第404号 平17.9.22基発第0922001号
		(エ) 第三者行為災害に係る円滑な求償 第三者行為災害における求償債権の収納強化のため、収納未済債権に関する督促状の発送、未納の通知、行方不明債務者等に係る実地調査の外部委託を行うことから、これを活用しつつ効率的かつ円滑な求償事務を行う。	☆	× （一部○）	
	イ 精神障害事案及び脳・心臓疾患事案に係る迅速・適正な処理の徹底	社会的関心が高く複雑困難な事案が多い精神障害事案については、平成23年12月26日付で策定した精神障害の認定基準等を踏まえ、迅速・適正な事務処理を一層推進する。あわせて、認定基準の周知を図る。 特に、セクシュアルハラスメントの被害を受けたこと等により精神障害を発病した労働者からの相談・聴取については、専門的な能力を有する非常勤職員を活用すること等により、適切に行う。 また、精神障害又は脳・心臓疾患に係る支給決定事案については、労災補償担当部署から監督・安全衛生担当部署への情報提供を徹底する。		○	平11.9.14基発第545号 平13.12.12基発第1063号 平13.12.12基労補発第31号 平23.12.26基発1226第1号 平23.12.26基労補発1226第1号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	ウ 石綿救済制度等に係る周知徹底及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理の徹底	特別遺族給付金の請求期限の延長等を内容とする「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改正が行われ、平成23年8月30日から施行されたところであり、労働者等に対し、改正法の内容をはじめとして石綿関連疾患に係る補償（救済）制度の更なる周知の徹底を図り、労災保険給付及び特別遺族給付金の請求勧奨を行う。 また、石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、改正後の認定基準等を踏まえ、被災労働者及びその遺族の迅速・適正な補償・救済を行う。		○ （一部□）	平17.7.27基労補発第0727001号 平18.2.9基発第0209001号 平18.3.17基発第0317010号 平18.6.6基労補発第0606001号 平18.6.6基労補発第0606002号 平18.8.9基労補発第0809001号 平19.3.14基労補発第0314001号 平20.10.22基労管発第1021002号 平20.11.27基発第1127007号 平20.12.1基発第1201001号 平22.7.1基発0701第10号 平22.7.1基発0701第11号 平22.7.1基労補発0701第1号 平22.7.1基労補発0701第2号 平22.7.1基労補発0701第3号 平22.7.1基労補発0701第4号 平22.12.10基発1210第6号 平22.12.10基労補発1210第1号 平23.1.27基労補発0127第1号 平23.8.26基労発0826第1号 平23.8.30基発0830第1号 平23.8.30基発0830第11号
	エ 行政争訟に当たっての的確な対応	審査請求事案の処理については、的確な争点整理を行うことにより、迅速・適正な決定に努める。また、審査請求人に対する処理状況の説明を行う等、懇切・丁寧な対応に努める。 訴訟追行については、近年訴訟係属件数が急増している状況を踏まえ、新件協議の指摘事項に留意し、事案に応じて的確に補充調査を行う等、主張・立証の充実に努める。		□	平成17.4.1基発第0401011号 平成22.9.28基発0928第3号 平成22.9.28基労補発0928第2号
7 (1) 労働保険料等の適正徴収等	ア 収納率の向上	平成22年度の労働保険料の収納率は97．5%となっているが、収納率の向上は、適用徴収業務における最重要課題であることから、前年度の収納率を上回るよう、滞納整理、納付督励等の徴収業務に引き続き、積極的に取り組む。 納付督励業務については、試行的に一部の労働局において外部委託を実施しているが、今年度においても、円滑に実施する。		○ （一部×）	平21．3．31基徴発第0331001号 平21．10．29基徴発1029第2号 平22．3．31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号
	イ 口座振替制度の本格実施	個別事業主の労働保険料等の口座振替制度については、平成23年度第3期納付分から実施しているが、今年度の本格実施に向けて、事業主等に対し、あらゆる機会をとらえて周知を図り、円滑に実施する。		△	

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	ウ 実効ある滞納整理の実施	労働保険料の滞納整理を実施するに当たって、高額滞納事業主及び複数年度にわたり滞納を繰り返している事業主に対しては、実効ある計画を策定し、重点的に滞納整理を実施する。		△	平12.3.31発労徴第34号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号
	エ 効果的な算定基礎調査の実施	会計検査院から、都道府県労働局の申告書の確認が不十分であるとして、徴収過不足の指摘を受けている状況や平成22年度からの雇用保険の適用範囲の拡大を受け、特に、パートタイム労働者等を多く雇用する事業場等、雇用保険の加入漏れが多いと見込まれる事業場に重点を置いた算定基礎調査を実施する。		△	平12.3.31発労徴第35号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号
	オ 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な対応	社会保険・労働保険徴収事務センターでの事務については、連絡協議会等の場で日本年金機構ブロック本部等と調整を図る等により、適切に実施する。		△	平19.2.23基徴発第0223001号 平19.7.6基発第0706001号・基徴発第0706001号 平21.3.31基徴発第0331001号 平21.12.18基発1218第4号（平15.7.22基発第0722001号）・ 平21.12.18基徴発1218第1号（平15.7.22基徴発第0722002号） 平22.3.31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号
7(2) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進		労働保険の未手続事業を一掃するため、未手続事業場に対しては、手続指導にとどまらず、職権により、積極的に保険関係を成立させる。 また、地方自治体等との連携を強化するとともに、関係行政機関との通報制度等を活用し、未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を行い、把握した未手続事業に対しては、適用徴収担当部署において強力な手続指導を行う。 さらに、労働保険の加入促進に係る委託業務については、受託団体等に対する的確な未手続事業情報の提供や協議会での意見交換等の連携を通じ、加入勧奨活動を実施する。		○ （一部×）	平17.3.31基発第0331004号 平19.8.24基徴発第0824001号 平20.6.17基徴発第0617001号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号
7(3) 年度更新の円滑な実施		年度更新業務については、平成23年度から外部委託化を実施しているところであるが、引き続き、円滑な実施を図る。		× （一部○）	平19.7.6基発第0706001号 平20.2.20基徴発第0220001号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
7 (4) 労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るための指導等		労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るため、労働保険事務組合制度の趣　旨に基づき、労働保険事務が円滑かつ適正に行われるよう、関係団体と連携し、労働保険事務組合本来の機能が充分発揮されるよう指導を行う。 なお、労働保険事務組合に対する報奨金については、区分経理が適切に行われ　るよう、指導監査を行う。		△	昭59.12.28発労徴第88号 昭60.1.18労徴発第6号 平15.11.28基徴発第1128001号 平15.11.28基徴発第1128002号 平18.8.1基徴発第0801001号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基徴発第0331第2号
7 (5) 労災保険率の改定及びメリット制の改正についての周知徹底		平成24年4月1日から労災保険率を改定するとともに、メリット制の適用要件などを改正することから、あらゆる機会を活用し、事業主への周知を徹底する。	☆	○	平成24年厚生労働省令第14号 平24.2.2基発0202第3号
7 (7) 電子申請の利用促進等		事業主や社会保険労務士等に電子申請の利用を勧奨するとともに、都道府県労働局自らが行う労働保険料の申告等についても電子申請を推進する。		△	平15.10.16基発第1016001号 平18.4.3基発第0403016号 平20.3.12基総発第0312001号・基監発第0312001号・基徴発第0312001号・基安計発第0312001号・基労管発第0312001号 平21.3.31基徴発第0331001号 平22.3.31基労徴発第0331第2号 平23.3.31基労徴発第0331第1号

別添２

平成２４年度　職業安定行政に係る重点化ガイドラインについて

(別添2)

平成24年度職業安定行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。
☆ 印: 新規事項
× 印: 本省又は外郭団体等実施事項
○ 印: 全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務
△ 印: 各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務
□ 印: 受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
A公共職業安定機関の職業紹介事業等					
1基本業務の着実な運営	(1)職業紹介業務計画の策定			○	
	(2)職業紹介実績の把握分析			○	
	(3)求人者関係業務	①求人開拓 【地方労働行政運営方針】求人の確保のための求人開拓の強化		○	【目標設定項目】 労働局・安定所の総力を挙げた求人開拓を実施し、求人の総量を確保する 雇用形態が正社員である求人数について、対前年度比8%以上の増加を目指す。
		②求人の受理		□	
		③求人内容の正確性・明確性の確保のための各種確認		○	特に積極的に取り組むべきもの
		④インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認		□	
		⑤求人条件指導		○	
		⑥受理求人への求人充足サービス・フォローアップ 【地方労働行政運営方針】求人充足対策の強化について		○	【目標設定項目】 受理求人への求人充足サービス・フォローアップについては、受理後1週間経過後の求人に対する充足対策の強化等により、公共職業安定所の常用求人の充足割合について、26%以上を目指す。
		⑦事業所情報の収集・整備		△	
		⑧求職者情報の提供		△	必要が認められる場合は、積極的に実施することとする
	(4)求職者関係業務	①求職受理		□	
		②相談を通じた個々の求職者の状況の把握と記録(求職管理情報)		○	
		③個々の求職者の状況に応じた支援の提供 〔支援メニュー例〕 ・窓口への誘導 ・自己の適職等に関する理解の促進 ・労働市場情報、求人情報の提供 ・求人情報提供端末の活用方法に関する助言 ・履歴書、職務経歴書の作成・指導 ・面接技法の指導 ・応募企業選択を支援 ・個別求人開拓		○	
	(5)求人と求職の結合	【地方労働行政運営方針】雇用施策に関する数値目標			【目標設定項目】 就職率(常用)28%以上を目指す。
		①職業紹介(即時紹介)		□	
		②計画紹介	☆	△	必要が認められる求人に対しては、積極的に実施することとする
		③来所勧奨型紹介		△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする
		④通信紹介		△	
		⑤管理選考		△	必要が認められる者に対しては、積極的に実施することとする
		⑥採否確認		○	
		⑦紹介不調求職者に対する措置		○	
		⑧管内における未充足求人、求職者の希望職種の把握、分析、提供		○	

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	(6)雇用保険受給者の早期再就職促進	【地方労働行政運営方針】雇用施策に関する数値目標			【目標設定項目】 雇用保険の基本手当の所定給付日数を2/3以上残して早期に再就職する者の割合を26.5%以上にすることを目指す。
		①受給者アンケート		○	
		②求職活動支援セミナー 【地方労働行政運営方針】雇用保険受給者に対する就職支援セミナー等の実施		○	
		③就職支援プログラムの実施 【地方労働行政運営方針】雇用施策に関する数値目標		○	【目標設定項目】 就職支援プログラムの実施については、目標設定(就職支援プログラム開始件数148,000件以上、就職率75%以上の確保を目指す。)を踏まえて実施
		④受給者に対する呼出紹介・通信紹介・求人情報ダイレクトメール		○	
		⑤認定日における職業相談		○	来所者の状況や業務態勢等の実情を踏まえつつも、全所において、効果的かつ効率的に雇用保険制度の趣旨にのっとった適正な運用を図る。
	(7)産業雇用情報提供業務	①労働市場ニュース・業務月報・年報告等の発行		○	
		②各種労働市場データの収集・整理・提供		○	
	(8) 職業能力形成システム(ジョブ・カード制度)の推進				
		①ジョブ・カード制度の周知・啓発		○	
		②ジョブ・カード交付者に対する職業紹介・職業訓練のあっせん		△	
		③地域ジョブ・カード運営本部の実施におけるジョブ・カード制度の周知方法の検討等	☆	△	
		④実践型人材養成システムの大臣認定の取次業務及び有期実習型訓練実施計画の確認業務	☆	□	
2ハローワークインターネットによる求人情報提供〔本省〕					
		①システムの運用〔本省〕		×	
		②インターネットでの求人事業所名等提供の意向確認(再掲A1(3)④)		−	
		③インターネット掲載情報に係る問い合わせ等への対応		□	
3公共職業安定所のサービス提供体制の整備	(1)安定所・附属施設の職業相談等サービス提供時間の延長			△	サービス提供時間延長所においては確実に実施
	(2)ハローワークのサービス改善	利用者アンケート・サービス点検の実施等を通じたハローワークのサービス改善・向上		○	【目標設定項目】ハローワークの利用者に対するアンケート調査について、利用者の満足度85%以上を目指す。
	(3)各種附属施設による専門的サービス	①ハローワークプラザの運営		△	該当所について
		②マザーズハローワーク・マザーズコーナーの運営 【地方労働行政運営方針】子育てする女性等に対する再就職支援の充実		△	【目標設定項目】 マザーズハローワーク事業については、目標設定(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数52,000人以上、就職率86%以上を目指す。)を踏まえて実施。
		③人材銀行の運営		△	該当所について
		④キャリア交流プラザの運営(キャリア交流事業)		△	該当所について
		⑤非正規労働者総合支援センターの運営		△	該当所について
		⑥ふるさとハローワークの運営 【地方労働行政運営方針】市町村連携型ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介		△	

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	②求職者のストレスチェック及びメール相談への誘導	①ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供		□	
		②求職者のストレスチェック及びメール相談への誘導 【地方労働行政運営方針】生活関連情報の一元的な提供		○	全ての安定所において、求職者のストレスチェック及び高ストレス状態にある求職者に対するメールによる相談事業の周知を図り、事業への適切な誘導を図る。
	(5)地方公共団体等の雇用関連情報の提供	【地方労働行政運営方針】地方公共団体等の雇用関連情報の提供			
		①雇用関連情報コーナーを活用した雇用関連情報の提供		△	該当所について
4職業紹介と職業訓練の連携強化	(1)的確な職業訓練受講あっせん	【地方労働行政運営方針】公的職業訓練の推進 【地方労働行政運営方針】離職者訓練の推進 【地方労働行政運営方針】求職者支援制度の推進 【地方労働行政運営方針】地域のニーズに即した職業訓練の展開			
		①早期受講あっせん		○	
		②求職者支援制度による受講あっせん(支援指示)		○	
	(2)訓練受講者に対する訓練終了前からの就職支援	①訓練受講者に対する情報提供・職業相談・職業紹介等 (求職者支援制度における就職支援を含む)		○	
	(3)求職者支援制度の円滑な実施	【地方労働行政運営方針】求職者支援制度の推進 【地方労働行政運営方針】地域のニーズに即した職業訓練の展開 【地方労働行政運営方針】求職者支援訓練の的確な推進			【目標設定項目】 求職者支援制度による職業訓練の終了3か月後の就職率について、「基礎コース」は60%以上、「実践コース」は70%以上を目指す。
		①地域職業訓練実施計画の策定		○	
		②訓練機会の確保		○	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携により実施
		③認定職業訓練実施奨励金の支給		□	
		④求職者支援制度による受講あっせん(支援指示)		―	内容及び重点化について(1)②と同様
		⑤求職者支援制度における就職支援		―	内容について(2)①の一部であり、重点化について同様
		⑥職業訓練受講給付金の支給		□	
B雇用保険制度の円滑かつ適正な運営					
1適正な業務の運営	(1)法改正後の適正な業務の運営	法改正後の制度等を有効に活用して再就職の促進を図る		○	
	(2)適用関係業務	①適用促進		△	適用基準を所内掲示や窓口配布等により周知することにより、適用促進を図る。
		②適用事業所関係届出業務		□	
		③得喪関係業務		□	
	(3)給付関係業務	①受給資格決定		□	
		②雇用保険受給者初回説明会		□	
		③失業認定 【地方労働行政運営方針】適正な業務の運営			
		ア 求職活動実績に基づく的確な失業認定		□	
		イ 職業紹介部門との連携(認定担当部門と紹介担当部門のより緊密な連携等)		○	雇用保険受給資格者の早期再就職に向けた取組の一層の推進のため、初回認定日の全員相談や給付制限中の者に対する積極的な支援などを実施
		④求職者給付の支給			
		ア 一般求職者給付の支給		□	
		イ 高年齢求職者給付の支給		□	
		ウ 短期雇用特例求職者給付の支給		□	
		エ 日雇労働求職者給付の支給		□	
		⑤就職促進給付の支給		□	
		⑥教育訓練給付の支給		□	
		⑦雇用継続給付(高齢者・育児・介護)の支給		□	

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	(4)不正受給の防止・早期摘発対策	【地方労働行政運営方針】不正受給の防止			
		①不正受給の防止、摘発、返還命令等		○	不正受給事案の整理簿への記録、処理状況の管理者や労働局への報告、報告を受けた管理者や労働局による指導・助言及び給付調査官等の業務担当者の業務が集中している場合の体制面も含めた措置の実施
	(5)電子申請の利用促進	【地方労働行政運営方針】 雇用保険関係手続に係る電子申請の利用促進		○	特に雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届及び高年齢雇用継続基本給付金の申請については、受付後の処理について、原則7日間以内（繁忙期を除く。平均的な業務負担の場合）の審査終了を目指す。
C民間活力の活用等によるマッチング					
1労働者派遣事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知（特に改正法の周知を実施）		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施
		②労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用		□	
		③労働者派遣事業報告の回収		○	
	(2)許可・届出制度の運用	①申請書類等の受理・審査等		□	
		②許可等手数料収入印紙ちょう用実績及び許可申請・届出等件数報告		□	
		③労働者派遣事業所台帳の整備		□	
	(3)指導監督の実施	①集団指導・個別指導監督計画の策定及び集団指導・個別指導監督の実施		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施
		③指導監督実施状況報告		□	
		④情報提供等運用状況報告		□	
	(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		□	
		②公共職業安定所における苦情相談の実施		□	
		③苦情相談受付状況報告		□	
	(5)労働者派遣事業及び請負事業における雇用管理改善の推進	①労働者派遣事業及び請負事業における雇用管理改善推進事業の実施（委託事業）		×	
		②労働局と公共職業安定所の連携により、派遣労働者に対し、派遣労働者として働くために必要な情報の提供を行うとともに、個別の相談に応じる派遣労働者セミナーを開催する。		○	
2職業紹介事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施
		②職業紹介事業報告の回収		□	
	(2)許可制度の運用等	①申請書類等の受理・審査等		□	
		②職業紹介事業所台帳の整備		□	
		③手数料収入印紙ちょう用実績及び許可申請・届出等件数報告		□	
	(3)指導監督の実施	①指導監督計画の策定及び指導監督の実施		○	各局の実情を踏まえて策定する指導監督計画に則して実施
		③職業紹介事業指導監督実施状況報告		□	
	(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		□	
		②苦情相談受付状況報告（再掲C1(4)③）		－	
	(5)同意書制度の運用	①同意書の受理、標識の交付等		□	
		②同意書受理状況報告		□	
3労働者募集の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		△	
	(2)委託募集に係る許可制度の運用	①申請書類等の受理・審査等		□	
		②労働者募集業務取扱状況報告の作成		□	
		③中小企業労働力確保法、林業労働力確保法等による委託募集の特例の運用		□	

(別添2)

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	(3)指導監督の実施			△	
	(4)苦情・相談への対応	①労働局における苦情相談の実施		□	
		②公共職業安定所における苦情相談の実施		□	
		③苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		−	
4労働者供給事業の適切な運営の確保	(1)制度の周知啓発等	①制度等の周知		△	
	(2)許可制度の運用等	①申請書類等の受理・審査等		□	
		②労働者供給事業等処理台帳の整備		□	
	(3)指導監督の実施			△	
	(4)苦情・相談への対応等	①労働局における苦情相談の実施		□	
		②苦情相談受付状況報告(再掲C1(4)③)		−	
5官民連携による労働力需給調整機能の強化	(1)しごと情報ネット等の活用による就職支援情報の積極的提供	【地方労働行政運営方針】雇用関係情報の積極的提供			
		①しごと情報ネットの周知及び参加の勧奨		△	
		②しごと情報ネット参加機関募集の状況報告		□	
	(2)民間の職業紹介事業所との連携による再就職支援体制の整備	①無料職業紹介事業者の体制整備に係る援助		△	
		②無料職業紹介事業者及び労働者供給事業者への情報提供		△	
		③カウンセリング技法の向上を図るための研修会		△	
D早期再就職の促進対策等					
1再就職援助計画・大量雇用変動届の提出指導		①周知		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
		②再就職援助計画の受理		□	
		③再就職援助計画の作成援助		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
		④再就職援助計画の認定		□	
		⑤再就職援助計画の提出指導		△	緊急雇用対策を踏まえて積極的に周知すること。
		⑥再就職援助計画の変更に係る認定		□	
		⑦再就職援助計画に係る報告		□	
		⑧大量雇用変動の届出又は通知の受理		□	
		⑨大量雇用変動届の提出指導		△	リストラ等による大量解雇があった際には、積極的に実施する
		⑩大量雇用変動状況の報告		□	
2円滑な労働移動の支援	労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金(経過措置)、再就職支援給	①周知		△	再就職援助計画受理時において助成金制度に関する周知を積極的に実施
		②労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金(経過措置)、再就職支援給付金)の支給		□	
		③労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金(経過措置)、再就職支援給付金)実績報告		□	
3募集・採用時における年齢制限義務化に関する取組の推進		【地方労働行政運営方針】募集・採用における年齢制限禁止の義務化に関する取組の推進			
		①周知・啓発		△	
		②雇用対策法違反企業に対する求人窓口における指導		□	
		③雇用対策法違反事業主に対する助言・指導		□	
		④職業紹介事業者等に対する理由提示に係る指導・啓発		△	職業紹介事業等に係る制度の周知や指導監督に含めて実施する(C2(1)①・(3)①②、C3(1)①・(3)、C4(1)①・(3))
4特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金・高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金)の支給		①活用促進		△	
		②制度の周知徹底		○	
		③不正受給防止を図った支給事務		△	
		④支給決定状況報告		□	
5雇用調整助成金等の支給	(1)雇用調整助成金の支給	【地方労働行政運営方針】雇用の維持確保に対する支援及び支給の適正化			

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		①活用促進		△	
		②制度の周知徹底		○	制度改正時に事業主等に積極的に周知を行うこと。
		③支給の迅速化（初回は2か月以内、2回目以降は1か月以内）		○	
		④不正受給防止を図った支給事務		○	
		⑤計画届受理状況及び支給決定状況報告		□	
	(2)中小企業緊急雇用安定助成金の支給	【地方労働行政運営方針】雇用の維持確保に対する支援及び支給の適正化			
		①活用促進		△	
		②制度の周知徹底		○	制度改正時に事業主等に積極的に周知を行うこと。
		③支給の迅速化（初回は2か月以内、2回目以降は1か月以内）		○	
		④不正受給防止を図った支給事務		○	
		⑤計画届受理状況及び支給決定状況報告		□	
6育児休業取得促進等助成金（経過措置）の支給		①育児休業取得促進等助成金（経過措置）の支給		□	
		②育児休業取得促進等助成金（経過措置）実績報告		□	
E雇用機会創出対策		【地方労働行政運営方針】中小企業における雇用機会の積極的な創出			
1中小企業における雇用機会の積極的な創出支援	(1)改善計画の認定に係る協議	①中小労確法に基づく改善計画の認定に係る都道府県知事からの協議		□	
	(2)雇用機会の創出に対する支援	①中小企業基盤人材確保助成金の周知		△	
		②中小企業基盤人材確保助成金の支給	☆	□	
		③中小企業基盤人材確保助成金の実績報告	☆	□	
	(3)中小企業団体に対する支援	①中小企業人材確保推進事業助成金の周知	☆	△	
		②中小企業人材確保推進事業助成金の支給	☆	□	
		③中小企業人材確保推進事業助成金の実績報告	☆	□	
	(4)人材能力発揮に対する支援	①中小企業人材能力発揮奨励金（経過措置）の支給		□	
		②中小企業人材能力発揮奨励金（経過措置）の実績報告	☆	□	
2創業に対する支援	(1)受給資格者創業支援助成金の支給	【地方労働行政運営方針】受給資格者創業助成金の活用			
		①周知		△	
		②受給資格者創業支援助成金の支給		□	
		③受給資格者創業支援助成金実績報告		□	
3介護・医療等福祉分野における人材の確保・定着	(1)制度の周知啓発等	【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進		△	福祉人材コーナー設置の公共職業安定所は○、それ以外は△
	(2)介護労働者雇用改善援助事業	【地方労働行政運営方針】介護分野における雇用管理改善の推進			
		①介護労働者雇用管理改善等援助事業〔介労センター〕		×	
		②介護関係助成金の支給及び支給状況等報告		□	
	(3)公共職業安定所における福祉人材確保の実施（「福祉人材確保重点対策事業」の推進）	【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における福祉人材確保の実施			【目標設定項目】 介護関係職種の就職件数について、16万6千件以上を目指す。

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	事業」の推進)	①潜在的福祉労働力の開拓		△	該当所について
		②福祉関係就職面接会・管理選考会の実施		△	同上
		③求人充足対策の実施		△	同上
		④関係団体との連携		△	同上
		⑤福祉分野の就労未経験者に対する情報提供等		△	同上
4成長分野等人材育成支援事業の推進	(1)制度の周知・活用促進等	【地方労働行政運営方針】成長分野等人材育成支援事業の拡充 【地方労働行政運営方針】成長分野等人材育成支援事業の推進	☆	○	奨励金(県外高度訓練)については、3局(岩手、宮城、福島)のみ
	(2)成長分野等人材育成支援奨励金の支給	①不正受給防止を図った支給事務	☆	○	奨励金(県外高度訓練)については、3局(岩手、宮城、福島)のみ
		②受給資格認定申請書受理状況及び支給決定状況報告	☆	□	奨励金(県外高度訓練)については、3局(岩手、宮城、福島)のみ
5雇用促進税制の推進	(1)制度の周知、活用促進	【地方労働行政運営方針】雇用促進税制の推進	☆	○	
	(2)雇用促進計画を活用した積極的な求人申込みの勧奨等	【地方労働行政運営方針】雇用促進税制の推進			①、②の他、平成24年1月17日付け「「雇用促進計画－2」の活用等に関する確認・徹底、雇用促進計画の達成状況報告の提出に関する注意喚起及び雇用促進計画の達成状況報告の確認作業に関する留意について」(職首発0117第1号、職政発0117第1号)の1に示した取組を徹底する。
		①雇用促進計画-2を活用した積極的な求人申込みの勧奨	☆	○	
		②時機を捉えた求人の確保	☆	○	
	(3)制度の円滑な実施	【地方労働行政運営方針】雇用促進税制の推進			
		①雇用促進計画の受付	☆	□	
		②雇用促進計画の達成状況報告の確認	☆	□	
F地域雇用対策					
1雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出(重点分野雇用創造事業の実施)		【地方労働行政運営方針】雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出			
		都道府県等関係団体との連携・協力による雇用機会の創出の推進		○	
2構造的に雇用情勢の悪化している地域に対する雇用対策	(1)地域雇用開発にかかる基本業務	①都道府県等関係団体との連携・協力による雇用機会の創出の推進(再掲・F1①)			
		②地方公共団体の地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画作成に対する相談援助		△	新たに作成を行う等の場合は、積極的に実施
		③地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画の同意に係る地方労働審議会への対応		□	
	(2)雇用開発促進地域等における地域雇用開発	【地方労働行政運営方針】中長期的な視点に立った地域雇用対策			
		①地域雇用開発助成金の支給		□	
		②地域雇用開発助成金受給資格・支給決定等状況報告		□	
		③地域再生中小企業創業助成金の制度の周知		△	
		④地域再生中小企業創業助成金の支給要件の確認等業務		△	
	(3)自発雇用創造地域における総合的な支援の実施	【地方労働行政運営方針】中長期的な視点に立った地域雇用対策			
		①実践型地域雇用創造事業の提案協議会に対する相談・援助		△	実施する地域においては、積極的に実施
	(4)旧制度による地域雇用開発	地域雇用開発促進助成金(経過措置分)			
		①地域雇用開発促進助成金の支給		□	
		②地域雇用開発促進助成金受給資格・支給決定等状況報告		□	
3地方就職希望者活性化事業		【地方労働行政運営方針】U・Iターン希望者に対する支援			
		①地方就職等支援コーナーにおける地方就職希望者への相談・援助		△	
		②地方合同就職面接会の開催		△	

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		③地方人材還流支援相談会の開催		×	
5地方公共団体との連携による雇用対策の推進		【地方労働行政運営方針】パーソナル・サポート・サービス モデルプロジェクトの推進	☆	△	該当所について
G若年者雇用対策					
1新卒者・既卒者の就職支援	(1)ジョブサポーターの活用等	【地方労働行政運営方針】新卒者・既卒者の就職支援			
		学卒ジョブサポーターによるきめ細かな支援（中小企業と学生（被災学生を含む）とのマッチング等）		○	【目標設定項目】 学卒ジョブサポーターによる支援について、正社員就職者数12万4千人（大卒等8万人、高卒等4万4千人を目安に取り組む）以上、開拓求人数12万9千人以上を目指す。
		大学等との連携		○	
		保護者等も含めた学校段階からの職業意識形成支援の積極的推進		○	
		①キャリア探索プログラム・地元企業を活用した高校内企業説明会の開催		△	学校・教育委等と連携して実施
		②ジュニア・インターンシップ		△	
		③関係者への情報発信	☆	○	
		求職動向調査（中・高）		□	
		就職慣行の見直しの推進（都道府県高等学校就職問題検討会議の開催）		△	
		新規高等学校卒業者職業紹介業務連絡会議の開催		△	
		高校生対象の「就職ガイダンス」の運営協力		△	学校と受託団体との効果的な連絡調整の実施
	(2)新卒者就職応援本部・新卒応援ハ	青少年雇用機会確保指針の周知		○	
		新卒者就職実現プロジェクトの活用（被災新卒者向け拡充分を含む）		△	
		新卒応援ハローワークの周知（学生等震災特別相談窓口を含む）		○	【目標設定項目】 新卒応援ハローワークについて、利用者数（出張相談等を含む。）のべ54万5千人以上、正社員就職者数6万1千人以上を目指す。
		新卒者就職応援本部の活用等による地域の関係機関との連携		○	
		採用内定取消し事案等への対応（被災によるものを含む）			
		①事業主指導（採用内定取消し及び入職時期繰り下げの撤回に向けた指導		□	職業安定法施行規則第35条第2項による内定取消し等に係る事業主からの通
2フリーター等の正規雇用化の推進	(1)フリーター等支援事業	【地方労働行政運営方針】公共職業安定所におけるフリーター等の支援	☆		【目標設定項目】 フリーター等の正規雇用者数（雇用期間の定めのないものに限る。）24万人以上を目指す。
		①初回利用時のプレ相談	☆	△	わかものハローワークは必須。わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口、その他は各局の状況に応じて実施
		②担当者制による個別支援、一般求職者向け支援の活用（面接会等）、職場定着支援	☆	○	
		③フリーター等専用の各種支援（各種セミナー、応募前企業見学会等）	☆	△	わかものハローワークは必須。わかもの支援コーナー、わかもの支援窓口、その他は各局の状況に応じて実施
		①若年者地域連携事業の実施		×	各受託団体への必要な協力を実施
		②併設ハローワークにおける職業紹介		△	

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	(4)若年者等試行雇用制度の助成制度の活用による就職促進	若年者等試行雇用制度等の助成制度の活用による就職促進			
		①若年者等トライアル雇用の勧奨指導		○	フリーター等に対して実施
		②若年者等トライアル雇用奨励金の支給		□	
		③若年者等正規雇用化特別奨励金の支給（経過措置分）		□	
H高年齢者雇用対策					
1定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の推進	(1)高年齢者雇用状況報告制度の運用	①報告提出関係事務		□	
		②集計関係事務		□	
		③指導対象事業所台帳の整備		□	
	(2)高年齢者雇用確保措置に関する指導	【地方労働行政運営方針】高年齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導の実施			
		①義務化年齢までの高年齢者雇用確保措置を導入していない企業に対する指導・勧告（個別指導・集団指導・文書による指導・勧告）。		○	前年度以前から高年齢者雇用確保措置が未実施である企業、定年による離職者が多い企業などの悪質な企業や、地域における影響力が大きな企業に対しては、早期の勧告書の発出も視野に入れた重点的な指導が必要である。
		②希望者全員が対象となる65歳までの高年齢者雇用確保措置及び企業の実状に応じて何らかの形で70歳まで働ける制度の導入に向けた周知啓発、相談・援助、指導（個別指導・集団指導）・定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金・高年齢者職域拡大等助成金・高年齢者労働移動受入企業助成金）の周知・情報提供		○	【目標設定項目】 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合について、平成25年の高年齢者雇用状況報告において50%以上を目指し、さらに平成24年の高年齢者雇用状況報告よりも1.7%ポイント以上上昇することを目指す。 また、「70歳まで働ける企業」の割合について、平成25年の高年齢者雇用状況報告において20%以上を目指し、さらに平成24年の高年齢者雇用状況報告よりも0．8%ポイント以上上昇することを目指す。
		③希望者全員65歳雇用確保達成事業の効率的な実施	☆	○	
		④雇用支援機構との連絡調整（同行・訪問要請）		○	
		⑤指導のフォローアップ・状況把握		○	
		⑥高年齢者雇用確保措置推進指導実施状況報告		□	
	(3)60歳未満定年企業に対する指導	①定年制の状況把握		△	
		②個別指導の実施		△	
	(4)高年齢者雇用推進者選任指導	①高年齢者雇用推進者選任指導		△	
	(5)独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による相談援助等	【地方労働行政運営方針】高年齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導の実施、希望者全員が65歳まで働ける企業及び企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の普及・促進			
		①アドバイザーによる相談援助事業〔雇用支援機構〕		×	
		②アドバイザーによる企画立案事業〔雇用支援機構〕		×	
		③定年引上げ等奨励金（中小企業定年引上げ等奨励金・高年齢者職域拡大等助成金・高年齢者労働移動受入企業助成金）の支給〔雇用支援機構〕		×	
	(6)高年齢者雇用開発コンテスト	高年齢者雇用開発コンテストの実施に関する周知、応募の勧奨、表彰事例の周知		○	

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	(7)「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	【地方労働行政運営方針】希望者全員が65歳まで働ける企業及び企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の普及促進			
		①「70歳まで働ける企業」創出事業の効果的実施		○	
		②70歳雇用支援アドバイザーや安定所による計画的な個別訪問の実施 70歳雇用支援アドバイザーが計画的に訪問指導を行うための安定所による支援の実施。また、必要に応じた安定所の個別訪問等による啓発の実施。		△	
		③中小企業定年引上げ等奨励金・高年齢者職域拡大等助成金・高年齢者労働移動受入企業助成金の活用の働きかけ		○	
2高年齢者等の再就職の援助・促進	(1)再就職援助の促進等	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の援助・促進			
		①高齢法の趣旨、求職活動支援書制度等の周知		△	
		②高年齢者雇用推進委員会の設置・運営		△	
		③求職活動支援書交付の事業主指導		□	
		④求職活動支援書の作成の仕方、再就職援助措置の講じ方に関する相談、援助		△	
		⑤求職活動支援書交付報告書の受理		□	
		⑥求職活動支援基本計画書の受理		□	
		⑦業務報告		□	
	(2)多数離職届	①多数離職届の提出指導		△	
		②多数離職届の受理		□	
		③業務報告		□	
	(3)シニアワークプログラム事業	①職業紹介事業〔受諾民間団体・局〕		△	
		②実施に係る連携・支援		△	
	(4)中高年齢失業者等求職手帳	①申請の受理		□	
		②審査関係		□	
		③発給・不発給手続		□	
		④就職促進の措置の指示・進路指導の実施・就職指導の実施・職業紹介		△	
		⑤業務報告		□	
	(5)官公庁等における高年齢者雇用率	①報告関係事務		□	
	(6)中高年齢者に対する就職支援	【地方労働行政運営方針】高年齢者等の再就職の援助・促進			【目標設定項目】 中高年齢者試行雇用事業については、目標設定(中高年トライアル雇用の開始者数を4,818人、常用雇用移行率77%以上の確保を目指す)を踏まえて実施。
		①中高年トライアル雇用の勧奨・指導		○	
		②中高年トライアル雇用の奨励金の支給		□	
		③特定就職困難者雇用開発助成金の支給		□	
		④高年齢者雇用開発特別奨励金の支給		□	
3高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大	(1)シルバー人材センター事業等	【地方労働行政運営方針】シルバー人材センター事業等の推進			
		①都道府県シルバー人材センター事業推進連絡会議の開催〔局・都道府県・シルバー連合〕		○	
		②シルバー人材センター事業〔シルバー連合・局〕 ・シルバー人材センター事業運営〔シルバー連合・局〕 ・企画提案方式による事業〔シルバー連合・局〕		△	
		③補助金交付関係〔シルバー連合・局〕 ・補助金交付申請〔シルバー連合・局〕 ・補助事業実施状況報告〔シルバー連合・局〕 ・補助金確定積算・実績報告〔シルバー連合・局〕		△	

(別添2)

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
1 障害者雇用対策					
1　事業主に対する厳正な雇用率達成指導等	(1)雇用率達成指導の厳正な実施等	①行政措置(計画作成命令・適正実施勧告・特別指導等)の厳正な実施及び都道府県教育委員会などの公的機関への指導 【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導の実施		○	【目標設定項目】 未達成企業に対してマッチングを行うこと等により、平成25年の障害者雇用状況報告において、障害者の雇用率達成企業の割合について48%以上を目指す。
		②中小企業に対する重点的な指導 【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導の実施		○	
		③0人雇用企業など、各局の実情に応じ、指導対象を重点化した効果的な指導の実施 【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導の実施		△	
		④雇用率未達成企業に対する集団指導及び「管理選考・就職面接会」の実施		△	
		⑤職場適応指導の実施		△	
	(2)障害者試行雇用事業などの各種支援施策の活用	障害者試行雇用事業や職場適応援助者(ジョブコーチ)などによる各種支援施策の活用		△	求職者本人や事業所のニーズを踏まえ、各種支援施策の活用を図る。
	(3)障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の周知	障害者雇用促進のための税制上の優遇措置について、産業・労働分野の関係機関や関係団体と連携し、幅広く周知を実施 【地方労働行政運営方針】障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の活用促進		△	
	(4)障害者雇用促進運動	障害者優良雇用事業所等への厚生労働大臣表彰などが行われる「障害者雇用月間」など、好機を捉えた周知・啓発広報の実施〔局・所・雇用支援機構〕		△	マスメディアの有効活用など職員の動員を要さない効率的な形態で実施すること
	(5)その他	①　障害者雇用連絡会議や都道府県障害者雇用連絡協議会の開催		△	障害者雇用連絡会議については、各局の実情に応じて、他の会議と合同開催と
		②障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任指導や把握確認ガイドラインの周知		△	6ー1報告提出手続き時や職場定着指導と同時に行う等効率化を図ること
		③特定身体障害者の雇用促進		△	
2　地域における就労支援力の強化	(1)職業相談・職業紹介の充実	障害者求人の開拓、職業相談・職業紹介、職場適応指導等の実施 【地方労働行政運営方針】雇用率達成指導、地域の就労支援の強化等／障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化			【目標設定項目】 各種支援策の有効活用を通じ、就職件数について前年度実績以上を目指す。
		障害者に対する職業訓練・職場適応訓練		△	
	(2)地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進	①就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」の推進 【地方労働行政運営方針】雇用と教育、福祉との連携による地域に密着した就労支援の実施		○	
		②「就職ガイダンス」等の実施による福祉施設や特別支援学校における就労支援の促進 【地方労働行政運営方針】雇用と教育、福祉との連携による地域に密着した就		○	
	(3)雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援	地域において就業面及び生活麺における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の運営への協力 【地方労働行政運営方針】障害者就業・生活支援センターによる就業・生活両名にわたる一体的支援の実施		○	24年度においては、設置箇所数のを拡充(23年度322センター→23年度327センター)と機能強化を実施。
3　障害特性や働き方に応じたきめ	(1)精神障害者に対する雇用対策の強化	①ハローワークにおける「精神障害者雇用トータルサポーター」などによる精神障害者に対する専門的支援の実施 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における精神障害者への専門的支援の強化等		○	【目標設定項目】 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(求人情報の提供、面接訓練等)へ移行した者の割合について、60%以上を目指す。 精神障害者雇用トータルサポーターについては、求職者へのカウンセリング等の支援に加え、企業への意識啓発や職場実習の開拓等も実施。

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		②精神障害者等ステップアップ雇用奨励金や精神障害者雇用安定奨励金、職場支援従事者配置助成金の活用 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における精神障害者への専門的支援の強化等		○	精神障害者ステップアップ雇用奨励金については、平成22年10月より発達障害者にも対象を拡大。
		③医療機関等との連携による精神障害者等ジョブガイダンス事業の実施 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における精神障害者への専門的支援の強化等		△	精神障害者ジョブガイダンス事業については、平成22年10月より発達障害者にも対象を拡大。
	(2)発達障害者等の特性に応じた支援策の充実・強化	①ハローワークにおける発達障害者や難病に対する適切な支援 【地方労働行政運営方針】発達障害者や難病のある者等に対する雇用支援の実施		○	専門援助部門のみならず、職業相談部門全体で発達障害や難病に対する理解を深めること。
		②発達障害者雇用開発助成金及び難治性疾患患者雇用開発助成金の活用 【地方労働行政運営方針】発達障害者や難病のある者等に対する雇用支援の実施		○	
		③若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施 【地方労働行政運営方針】発達障害者等に対する雇用支援の実施		△	23年度において実施局拡充（23年度34局→24年度39局）。実施局においては重点的に実施。
	(3)関係機関との連携	専門的な職業リハビリテーションを実施する障害者職業センターをはじめ、発達障害者支援センターや難病相談・支援センターなどと連携した効果的な就労支援の実施 【地方労働行政運営方針】公共職業安定所における精神障害者への専門的支援の強化等／発達障害者や難病のある者に対する雇用支援の実施		○	
	(4)各種給付金（職業転換給付金・特開金等）の支給			□	
	(5)チャレンジ雇用の推進	知的障害者や精神障害者の積極的な受け入れとともに、チャレンジ雇用期間終了後の円滑な一般就労への移行支援の実施 【地方労働行政運営方針】チャレンジ雇用の推進		△	24年度も引き続き推進（24年度370名）。公的機関での雇用が進んでいない知的障害者や精神障害者に対してチャレンジ雇用を活用。
	(6)在宅就業に対する支援	事業主や地方公共団体に対する在宅就業障害者支援制度の周知及び在宅就業について障害者への支援を実施するNPO法人などへの在宅就業支援団体への登録勧奨 【地方労働行政運営方針】在宅就業障害者に対する支援の充実等		△	
J外国人雇用対策					
1日系人をはじめとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援の推進		【地方労働行政運営方針】日系人をはじめとする定住外国人に関する就労環境の改善及び離職した場合の支援の推進			
	(1)求職者に対する適切な支援	①外国人求職者に対する専門の相談員及び通訳の配置		△	
		②就労準備研修への適切な誘導、日系人就職ナビゲーターの活用等メニュー		△	日系人集住地域においては「○」
		③積極的な求人開拓の推進		△	日系人集住地域においては「○」
		④外国人労働者専門官及び日系人キャリア形成専門員による職業意識啓発指		△	日系人集住地域においては「○」
		⑤地方公共団体、地域コミュニティ等との連携		△	日系人集住地域においては「○」
	(2)就労環境の改善	①外国人雇用状況の届出制度の徹底		○	
		②外国人指針に基づく雇用管理指導		△	
		③「外国人労働者問題啓発月間」による周知・啓発（雇用管理セミナー含む）		△	
2専門的・技術的分野の外国人の就業促進	(1)専門的・技術的分野の外国人に対する効果的な支援の実施	【地方労働行政運営方針】専門的・技術的分野の外国人の就業促進			

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
		①「専門的・技術的分野」の求人の確保・集約（留学生が応募可能な求人も含む。）、「専門的・技術的分野」外国人労働者に対する的確な職業相談・職業紹介		△	東京、名古屋、大阪の各外国人センター及び福岡の学生職業センターは「○」、その他の安定所においては、「△」 外専官や外国人雇用管理アドバイザーを中心に、企業の労務管理面に係る助言・アドバイス等、適確なコンサルティングを行い、「専門的・技術的分野」の外国人を採用する企業の拡大に努めることも含む
		②外国人雇用サービスセンターへの求人連絡		□	「専門的・技術的分野」に係る求人連絡
	(2)留学生に対する効果的な支援の実施	①卒業後日本での就職を希望する留学生に対する就職支援（大学との連携含む）		△	東京、名古屋、大阪の各外国人センター及び福岡学生職業センターは「○」、その他の安定所においては「△」
		②ビジネス・インターンシップの実施		△	東京、名古屋、大阪の各外国人センター及び福岡学生職業センターは「○」、そ
		③外国人指針に基づく「専門的・技術的分野」の外国人労働者が働きやすい環境整備		△	次の事項等について、周知・啓発 ①職場で求められる資質、能力等の社員像の明確化など、多様な人材が能力発揮しやすい環境の整備 ②新規学卒者等を採用する際、留学生であることを理由として、その対象から除外しないこと　等
3外国人雇用対策に関する効果的・効果的な業務運営の実施	(1)効率的・効果的な業務運営の実施	①公共職業安定所を中心とする関係行政機関との連携（出入国管理法令違反等の疑いがある事案の関係官署への情報提供を含む）		△	法令違反是正については「□」
K特別雇用対策					
1有期契約労働者対策	(1)有期契約労働者の雇用管理の改善に係る事業	【地方労働行政運営方針】有期契約労働者の処遇の改善等			
		①ガイドライン等を活用した相談支援等		○	
		②中小企業雇用安定化奨励金（経過措置）の支給		□	
		③中小企業雇用安定化奨励金（経過措置）実績報告		□	
2建設労働対策		【地方労働行政運営方針】総合的な建設労働対策の推進			
	(1)建設事業主等に対する啓発指導	①建労法、第8次建設雇用改善計画の広報周知		△	建設業の経営環境が厳しさを増す中で、建設労働者の労働条件の低下等が懸念されることから、第8次建設雇用改善計画（平成23年度～）の内容とともに改めて建労法遵守等について、建設雇用改善推進対策会議等を活用し広報周知を図る。
		②雇用管理責任者の選任指導		△	
		③建設労働者の募集の届出		□	
		④建設労働者募集届及び建設労働者募集従事者証交付状況報告		□	
		⑤雇入れ通知書の交付の徹底指導		△	
		⑥建設労働者の募集に関する事業主に対しての指導及び関係請負人に係る書類の備え付けに関する元方事業主に対しての指導		△	
	(2)建設労働者の能力の開発・向上、	①建設雇用改善助成金の支給		△	能開機構が廃止され、労働局において建設雇用改善助成金の支給を行っているが、支給審査にあたっては、個別具体的に確認を行うなど慎重に審査を進めるとともに、ハローワークにおける、求人受理時、求人開拓時、未充足求人の相談時等の機会を活用し、地域の建設事業主が助成金を利用して、個々の実情に応じて教育訓練や雇用管理改善に積極的に取り組むよう働きかける。
		②建設雇用改善助成金の周知、情報提供		△	
		③建設雇用改善推進対策会議		△	第8次建設雇用改善計画等に基づき建設労働者の雇用の改善を図るため、当該会議を活用し、計画内容の周知啓発を図る。
		④建設雇用改善推進対策会議報告		△	

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
	(3)建設雇用改善優良事業所等表彰の実施	①優良事業所の表彰		△	
	(4)建設業務労働者就業機会確保事業等に係る許可申請受理等	①実施計画認定申請書作成の助言指導		□	
		②建設業務労働者就業機会確保事業実施に係る相談及び許可申請書作成支		□	
		③建設事業主等への周知、啓発及び指導		△	
		④建設業務労働者就業機会確保事業に係る業務報告		□	
	(5)建設業務有料職業紹介事業等に係る許可申請受理等	①実施計画認定申請書作成の助言指導		□	
		②建設業務有料職業紹介事業実施に係る相談及び許可申請書作成支援		□	
		③建設事業主団体への周知、啓発及び指導		△	
		④建設業務有料職業紹介事業に係る業務報告		□	
	(6)建設労働者雇用安定支援事業	①雇用管理研修、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会		×	
3農山村雇用対策	(1)農林業等就職促進支援事業	①農林漁業就職支援コーナー等における農林漁業求職者に対する職業相談・ガイダンス及び合同企業面接会等の実施 【地方労働行政運営方針】農林業等就職促進事業の推進		○	【目標設定項目】 農林漁業就職支援コーナーにおける紹介就職件数と自営就農支援機関等へのあっせん件数の合計について、9，000件（前年度目標値：6，447件）以上を目
		②農林水産省等関係機関との連絡会議、講師派遣等に係る参加・協力		△	該当地域において実施
4林業労働者対策		【地方労働行政運営方針】林業労働力の確保対策の強化			
	(1)林業就業支援事業	林業就業支援講習		△	林業の求職者のニーズが高い地域においては、積極的に実施
	(2)林業振動障害軽快者の再就職促進	①職業相談・求人情報の提供等		△	
5生活保護受給者等に対する雇用対策		【地方労働行政運営方針】 「福祉から就労」支援事業の強化			【目標設定項目】 「福祉から就労」支援事業については、目標設定（支援対象者数7万人、就職者数3万人以上を目指す）を踏まえて実施。
		①自治体との協定等の締結		○	
		②「就労支援プラン」の策定及び就職支援ナビゲーターによる就労支援		○	
		③対象者の就労意欲を向上させるための「職業準備プログラム」の実施		△	
		④就労支援プランに基づくトライアル雇用等の就労支援メニューの実施		○	
		⑤生活保護申請窓口等における巡回相談等の実施		○	
		⑥就労後のフォローアップの実施		△	
		⑦生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座の受講勧奨		△	
		⑧採用条件に係る求人者指導		△	
6刑務所出所者等に対する雇用対策		【地方労働行政運営方針】刑務所出所者等に対する就労支援			
		①刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催		△	都道府県労働局及び矯正施設又は保護観察所の所在地を管轄する公共職業安定所において実施
		②受刑者等に対する職業相談・職業紹介、職業講話等の実施		△	
		③保護観察所等と連携した就労支援チームにおける保護観察対象者等に対する就労支援メニューの選定		△	保護観察所の所在地を管轄する公共職業安定所において実施
		④担当者制による支援		○	
		⑤トライアル雇用の活用		△	
		⑥職場体験講習の受講あっせん		△	
		⑦セミナー及び事業所見学会の活用		△	
		⑧公共職業訓練等の受講あっせん		△	
		⑨職業転換給付金制度の活用		△	
		⑩職場適応・定着支援		△	
		⑪協力雇用主を対象とした求人開拓		△	
7ホームレスの雇用対策		【地方労働行政運営方針】ホームレス等に対する就労支援			

(別添2)

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
		①NPOと連携した職業相談・職業紹介、キャリアコンサルティング、職場定着指導等の実施(就職支援ナビゲーター)		△	ホームレス自立支援センター等の所在地を管轄する公共職業安定所において実施
		②求人開拓、啓発活動(求人開拓推進員)		△	
		③技能講習の実施〔民間団体等〕		×	
		④試行雇用の実施		△	
		⑤ホームレス等就業支援事業の実施〔協議会〕		×	
8住居喪失離職者等対策		【地方労働行政運営方針】住居を喪失した離職者等に対する住居と安定的な就			
		①住居・生活支援アドバイザーによる総合相談の実施		□	【対象者:住居等困窮離職者】
		②公的賃貸住宅の情報提供		□	【対象者:住居等困窮離職者】
9駐留軍関係離職者対策		【地方労働行政運営方針】駐留軍関係離職者対策の推進			
		①駐留軍関係離職者就職指導票交付に基づく職業相談・紹介等		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
10漁業離職者対策		【地方労働行政運営方針】漁業離職者対策の推進			
	(1)漁臨法に基づく漁業離職者対策	①漁業離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
	(2)漁特法に基づく漁業離職者対策	①漁業離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
11沖縄雇用対策		【地方労働行政運営方針】沖縄県における雇用対策の推進			
		①県内企業に対する雇用管理改善指導		△	
		②沖縄失業者求職手帳発給に基づく職業相談・職業紹介		△	
		③沖縄振興特別措置法対象者の職業紹介状況報告		□	
		④各種給付金(沖縄若年者雇用促進奨励金・職業転換給付金・特開金等)の支		□	
		⑤沖縄早期離職者定着支援事業の実施		△	
12日雇労働者雇用対策		【地方労働行政運営方針】日雇労働者に対する就労支援			
		①日雇職業紹介		△	
		②日雇求人開拓		△	
		③技能講習の実施〔民間団体等〕		×	
		④試行雇用の実施		△	
13アイヌ地区住民の雇用対策	(1)職業相談・職業紹介等	①指定中学校に係る特別職業指導		△	
		②職業相談・職業紹介		△	
		③アイヌ担当職員の経験交流会		△	
		④職業安定のための事業主説明会		△	
	(2)常用就職の促進	①就職資金貸付に係る証明書等の発行〔北海道労働金庫〕		□	
		②特定求職者雇用開発助成金の支給		□	
14中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策		【地方労働行政運営方針】中国残留邦人等永住帰国者の雇用対策の推進			
	(1)職業相談・職業紹介等	①中国帰国者定着促進センター等との連携による職業相談・職業紹介等		△	
	(2)各種給付金(職業転換給付金・特開			□	
	(3)身元保証	①安定所長による記載証明		□	
15難民の雇用対策		①職業相談・職業紹介、求人開拓、定住支援施設等に配置される職業相談員等との連携(求人取り次ぎ・求人内容調査等)		△	
16在日韓国・朝鮮人の就職の機会均等の確保対策		①事業主啓発説明会等による周知・啓発		△	
		②不適正事象への個別指導		△	
17北朝鮮帰国被害者等の雇用対		【地方労働行政運営方針】北朝鮮帰国被害者等に対する雇用対策の推進			
		①職業相談・職業紹介		△	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
18公正な採用選考の推進		【地方労働行政運営方針】公正な採用選考システムの確立			

(別添2)

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
	(1)事業主に対する啓発・指導	①全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底		△	
		②公正採用選考人権啓発推進員制度の運用		○	
		③企業トップクラスに対する研修会の開催		△	
		④小規模事業所に対する啓発・指導(採用選考自主点検資料の配布)		△	
		⑤公正な採用選考についての各種啓発資料の作成・配布		△	
		⑥就職差別事象等を惹起した企業に対する調査及び個別指導		△	
19港湾労働対策		【地方労働行政運営方針】港湾労働対策の推進			対象局(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、山口、福岡)のみ
	(1)港湾労働者の能力の開発・向上、福祉の増進等	①雇用管理者の選任指導		△	
		②雇用管理者研修〔港湾労働安定センター〕		×	
		③雇用管理の改善に関する指導・勧告		△	
		④港湾労働者就労状況報告等		□	
		⑤港湾労働者証の交付		□	
		⑥港湾雇用秩序連絡会議		△	
		⑦関係行政機関による合同パトロールの実施		△	
	(2)港湾労働者派遣事業の許可・届出			△	
	(3)港湾労働者派遣事業制度の適正な運用の確保	①制度等の周知		△	
		②指導監督		△	
		③派遣元責任者講習〔港湾労働安定センター〕		×	
		④情報の収集、整理及び提供〔港湾労働安定センター〕		×	
		⑤労働者派遣契約の締結についてのあっせん〔港湾労働安定センター〕		×	
	(4)港湾労働者雇用安定センターによる業務〔港湾労働安定センター〕			×	
	(5)港湾労働法遵守強化旬間の実施	①港湾労働法に係る広報周知		△	
		②港湾雇用秩序連絡会議の構成員等による共同パトロールの実施		△	
		③関係事業主に対する指導会議の実施		△	
20季節労働者対策		【地方労働行政運営方針】季節労働者対策の推進			
		①公共事業の早期発注・冬期施工に係る要請		△	
		②通年雇用奨励金の活用		□	
		③通年雇用奨励金の実績報告(制度対象の局)		□	
		④季節労働者のトライアル雇用事業の活用		□	
		⑤季節労働者のトライアル雇用事業の実績報告(制度対象の局)		□	
		⑥通年雇用促進支援事業の実施(制度対象の局)		△	
21出稼労働者対策		【地方労働行政運営方針】出稼労働者対策の推進			
	(1)地元における就労機会の確保	①各種助成措置(地域雇用開発助成金等)の活用促進		□	
	(2)送出地における出稼労働者の安定就労の促進	①出稼労働者手帳の交付〔所・県〕		△	
		②出稼労働者台帳の作成		△	
	(3)受入地における出稼労働者の安定就労の促進	①出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所)		△	
		②出稼労働者関係事業所台帳の作成(求人事業所以外)		□	
		③受入事業所に対する指導		△	
22本州四国連絡橋建設に伴う雇用対策	(1)一般旅客定期航路事業等離職者対策	①一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
	(2)港湾運送事業離職者対策	①港湾運送事業離職者求職手帳の発給		□	
		②各種給付金(職業転換給付金・特開金等)の支給		□	
24長期失業者対策		【地方労働行政運営方針】民間を活用した長期失業者の再就職支援の強化(長期失業者等総合支援事業)	☆	△	該当所について

（別添2）

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
25 東日本大震災の復旧・復興支援		【地方労働行政運営方針】①出張職業相談の実施	☆	△	
		【地方労働行政運営方針】②就職面接会の開催	☆	△	
		【地方労働行政運営方針】③復旧・復興求人開拓の実施	☆	△	
		【地方労働行政運営方針】④必要な求職者に対する担当者制による個別支援、訓練への誘導などきめ細かな就職支援の実施	☆	△	
		【地方労働行政運営方針】⑤広域延長給付受給者の早期再就職の実現に向けた就職支援の実施	☆	△	
26その他の職業紹介サービス	(1)パートタイマー雇用対策	①短時間労働者雇用管理改善指針の周知		△	
	(2)要保護者に対する職業相談・職業			△	必要があれば行う
	(3)暴力団離脱者に対する職業相談・職業紹介			△	同上
	(4)犯罪被害者等に対する職業相談・職業紹介	【地方労働行政運営方針】犯罪被害者等の雇用の安定の推進		△	同上
	(5)船員に対する職業相談・職業紹介			△	同上
	(6)自衛隊退職者に対する職業相談・職業紹介			△	同上
	(7)心の健康相談の実施	①臨床心理士による心理相談等の実施	☆	△	【目標設定項目】 地方自治体又は専門家と連携した心の健康相談・多重債務の相談について、キャリア・アップハローワーク、同コーナー、及び主要なハローワークを中心に、月4回程度実施する。
		②都道府県等が地域自殺対策緊急強化事業等により心の健康相談等を行う際、相談場所の提供等を実施。	☆	□	
Lその他の給付金の支給	(1)政府退職者失業給付	政府退職者失業給付		□	
	(2)キャリア形成促進助成金の支給	①制度の周知		△	制度改正時に事業主等に積極的に周知を行うこと。
		②支給事務		□	
		③支給状況報告書等の報告		□	
M調査統計	(1)職業安定業務統計	①定例業務報告（ハローワークシステムの自動集計によらないもの）		□	
N周知・広報		①各労働局・安定所の業務・サービスの周知		△	【目標設定項目】 職業安定行政の平成24年度の主要施策に関するアンケートを行い、下半期の認知度について、上半期実績以上を目指す。
O関係機関との連携		①「アクション・プラン」に基づく一体的実施の推進 【地方労働行政運営方針】地方自治体とハローワークの協定に基づく一体的実施の推進		△	地方公共団体から一体的実施の提案があった際には、積極的に協力すること。また、既に事業を開始しているものについては、地方自治体との連携・協力関係をより一層深めるとともに、これまでの実績を踏まえた取組内容の工夫や改善に努めること。
		②雇用対策推進協議会の開催		△	
		③都道府県等関係団体との連携及び関連施策の周知・雇用対策連絡調整会議の開催（再掲・F1①）		－	
		④国・地方公共団体・民間職業紹介機関による官民交流会		△	

別添３

平成２４年度　雇用均等行政に係る重点化ガイドラインについて

（別添3）

平成24年度雇用均等行政に係る重点化ガイドライン

各印の意味は、以下のとおりである。
☆　印：　新規事項
×　印：　本省又は外郭団体等実施事項
○　印：　全局・署所において、積極的・能動的に実施する業務
△　印：　各局・署所において、管内状況を勘案して実施する業務
□　印：　受動業務

重点施策	実施事項	内容	新規事項（☆）	重点化	備考
(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	ア　男女雇用機会均等法の実効性の確保	・計画的事業場訪問による男女雇用機会均等法（以下「均等法」）第29条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等（特に配置・昇進）		○	
		・相談を端緒とする均等法第29条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□	
		・女子学生等の就職に関する均等な機会の確保		△	
		・職場におけるセクシュアルハラスメント対策の推進		△	
		・母性健康管理に関する措置の周知徹底及び母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進		△	
		・均等法第17条に基づく労働局長による助言、指導、勧告		□	
		・均等法第18条に基づく機会均等調停会議による調停		□	
		・均等法（紛争解決援助を含む）の周知		○	
	イ　ポジティブ・アクションの支援	・事業主に対する助言、具体的な取組援助		○	
		・均等両立推進責任者の選任勧奨		△	
		・均等・両立推進企業表彰の公募に係る広報		○	
		・均等・両立推進企業表彰の実施		□	
		・男女間の賃金格差解消のためのガイドラインの周知徹底		○	

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
(2)職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進	ア 育児・介護休業法の施行	・計画的事業場訪問による育児・介護休業法(以下「育介法」)第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○	
		・相談を端緒とする育介法第56条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□	
		・育介法第52条の4に基づく労働局長による助言、指導、勧告		□	
		・育介法第52条の5に基づく両立支援調停会議による調停		□	
		・事業主を対象とした集団指導		△	
		・仕事と介護の両立に当たっての課題及び企業における支援制度の状況等についての実態把握	☆	○	
	イ 両立支援に取り組む事業主に対する支援	・ベストプラクティスに関する情報提供等による雇用管理改善に関する助言、新しい両立指標の周知及び均等・両立推進企業表彰の公募に係る広報		○	
		・助成金の活用による事業主への支援		△	
	ウ 職業生活と家庭生活との両立の推進に関する周知啓発活動の実施	・改正育介法の周知		○	
	エ 次世代育成支援対策の推進	・一般事業主行動計画の策定等届の受付		□	
		・次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定申請の受付及び認定事務		□	
		・事業主に対する、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定を目指した取組促進等についての周知・指導等		○	

重点施策	実施事項	内容	新規事項(☆)	重点化	備考
(3)パートタイム労働対策の推進	ア パートタイム労働法に基づく適切な指導等	・計画的事業場訪問によるパートタイム労働法(以下「パート法」)第16条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		○	
		・相談を端緒とするパート法第16条に基づく報告徴収、結果に基づく指導等		□	
	イ パートタイム労働法に基づく紛争解決の援助	・パート法第21条に基づく労働局長による助言、指導、勧告		□	
		・パート法第22条に基づく均衡待遇調停会議による調停		□	
	[illegible]る均等・均衡待遇及び正社員化推進に向けた取組支援	・均等・均衡待遇推進のための専門家による支援	☆(一部新規)	○	
		・均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給		□	
	エ パートタイム労働法等の周知啓発	・パート法の周知徹底		○	
		・短時間正社員制度の周知		△	
(4)家内労働及び在宅ワーク対策の推進	ア 在宅ワーク対策の推進	・発注者、仲介業者及び在宅ワーカー等に対する「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知啓発		△	